

令和元年 生駒市議会 第3回（6月）定例会

日 時 令和元年6月13日（木）
 午 前 10時 開 会
 場 所 議 会 議 場

議事日程（第1号）

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘要 |
|----------|-------|------------------------------|----|
| | | 開会宣告 | |
| | | 諸般の報告 | |
| | | 市長招集挨拶 | |
| | | 開議宣告 | |
| 日程 第1 | | 会期の決定 | |
| 日程 第2 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程 第3 | 報告第2号 | 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） | |
| 日程 第4 | 報告第3号 | 平成30年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書 | |
| 日程 第5 | 報告第4号 | 平成30年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 | |
| 日程 第6 | 報告第5号 | 平成30年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書 | |
| 日程 第7 | 報告第6号 | 平成30年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書 | |

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘 要 |
|-------|--------|--|-----|
| 日程第8 | 議案第48号 | 生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について | |
| 日程第9 | 議案第35号 | 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第1回） | |
| 日程第10 | 議案第36号 | 令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回） | |
| 日程第11 | 議案第37号 | 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議案第38号 | 生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第13 | 議案第39号 | 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第14 | 議案第40号 | 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第15 | 議案第41号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第16 | 議案第42号 | 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | |
| 日程第17 | 議案第43号 | 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第18 | 議案第44号 | 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第19 | 議案第45号 | 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | |

| 順位 | 議案番号 | 審議件名 | 摘要 |
|-----------|----------|--------------|----|
| 日程 第20 | 議案第 46 号 | 民事調停の申立てについて | |
| 日程 第21 | 議案第 47 号 | 財産の取得について | |
| 日程 第22 | | 一般質問 | |

陳情書等一覧表

| 受 理 年 月 日 | 整 理 番 号 | 件 名 |
|------------|----------|---|
| 平成31年3月28日 | 陳情第 7 号 | 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書 |
| 令和元年5月13日 | 陳情第 8 号 | 2019年奈良県網の目平和行進要請書 |
| 令和元年5月16日 | 陳情第 9 号 | 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書採択に関する要請書 |
| 令和元年5月20日 | 陳情第 10 号 | 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書 |
| 令和元年5月24日 | 陳情第 11 号 | 幼保無償化に関する生駒市への要望書 |
| 令和元年5月27日 | 陳情第 12 号 | 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情書 |
| 令和元年5月29日 | 陳情第 13 号 | 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書 |

令和元年生駒市議会第3回（6月）定例会会期日程表(案)

会期:6月13日～28日までの16日間

| 月 | 日 | 曜日 | 時間 | 会議 | 通告書等提出締切日 |
|----|----|-----|------------|-----------------|-----------|
| 6 | 12 | 水 | | | |
| | 13 | 木 | 10時 | 開会 | |
| | 14 | 金 | 10時 | 再開 | |
| | 15 | 土 | | | |
| | 16 | 日 | | | |
| | 17 | 月 | 10時 | 再開 | |
| | 18 | 火 | | | |
| | 19 | 水 | | | |
| | 20 | 木 | 10時 | 都市建設委員会 | |
| | | | 13時 | 厚生消防委員会 | |
| | | | 厚生消防委員会終了後 | 予算委員会(厚生消防分科会) | |
| | 21 | 金 | 10時 | 市民文教委員会 | |
| | | | 市民文教委員会終了後 | 予算委員会(市民文教分科会) | |
| | | | 13時 | 企画総務委員会 | |
| | | | 企画総務委員会終了後 | 予算委員会(企画総務分科会) | |
| | 22 | 土 | | | |
| 23 | 日 | | | | |
| 24 | 月 | | | | |
| 25 | 火 | 10時 | 予算委員会 | | |
| 26 | 水 | | | 17時 付託議案に対する討論等 | |
| 27 | 木 | | | | |
| 28 | 金 | 10時 | 再開 | | |
| 29 | 土 | | | | |
| 30 | 日 | | | | |
| 7 | 1 | 月 | | | |
| | 2 | 火 | | | |

一般質問通告一覧表

| 日付 | 発言者順序 【質問方式】 | 発言の要旨 |
|----------------------|--------------------|--|
| 令和元年 6月13日 (木) | 1 吉波 伸治 【一問一答】 | 1 「放射線副読本」について |
| | 2 松本 守夫 【一問一答】 | 1 高山地区第2工区について |
| | 3 恵比須 幹夫 【一問一答】 | 1 生駒市民憲章について |
| | 4 竹内 ひろみ 【一問一答】 | 1 小中学校の教職員の働き方改革について |
| 14日 (金) | 5 成田 智樹 【一問一答】 | 1 認知症施策について 2 投票所のバリアフリー化について |
| | 6 改正 大祐 【一問一答】 | 1 政策形成実践研修及び商工観光施策に関する助言・提案等業務における随意契約について |
| | 7 神山 聡 【一問一答】 | 1 市の街路樹・公園樹木及び各施設の樹木や緑の管理について |
| | 8 中浦 新悟 【一問一答】 | 1 マニフェスト2019と行財政運営について |
| | 9 白本 和久 【一問一答】 | 1 くろんど池自然公園の観光振興と本市の観光施策について |
| 17日 (月) | 10 山下 一哉 【一問一答】 | 1 新生児聴覚検査について |
| | 11 梶井 憲子 【一問一答】 | 1 小中学校における熱中症対策について |
| | 12 浜田 佳資 【一問一答】 | 1 市長の基本施策について 2 ごみ収集での改善について |
| | 13 塩見 牧子 【一問一答】 | 1 行政改革について 2 学校教育における少数者への対応について |

令和元年 生駒市議会 第3回（6月）定例会

日 時 令和元年6月14日（金）
午前10時 再開
場 所 議 会 議 場

議事日程（第2号）

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘要 |
|----------|------|---------|----|
| | | 再開宣告 | |
| | | 開議宣告 | |
| 日程 第1 | | 一般質問 | |

令和元年 生駒市議会 第3回（6月）定例会

日 時 令和元年6月17日（月）
 午 前 1 0 時 再 開
 場 所 議 会 議 場

議事日程（第3号）

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|--|-----|
| | | 再開宣告 | |
| | | 開議宣告 | |
| 日程 第1 | | 一般質問 | |
| 日程 第2 | 議案第38号 | 生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程 第3 | 議案第40号 | 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程 第4 | 議案第42号 | 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | |
| 日程 第5 | 議案第43号 | 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程 第6 | 議案第44号 | 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程 第7 | 議案第45号 | 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程 第8 | 議案第46号 | 民事調停の申立てについて | |

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘 要 |
|-----------|-----------------|----------------------------------|-----|
| 日程 第9 | 議案第 35 号 | 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第1回） | |
| | 議案第 36 号 | 令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回） | |
| | 議案第 37 号 | 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について | |
| | 議案第 39 号 | 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | |
| | 議案第 41 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| | 議案第 47 号 | 財産の取得について | |
| 日程 第10 | 議員提出 議案第 2 号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について | |

議案審査付託表

| 委員会 | 議案番号 | 審査件名 |
|--------------------|-----------------|----------------------------------|
| 企画総務委員会 | 議員提出 議案第 2 号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について |
| 市民文教委員会 | 議案第 39 号 | 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 厚生消防委員会 | 議案第 41 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 47 号 | 財産の取得について |
| 予算委員会 (企画総務分科会) | 議案第 35 号 | 令和元年度生駒市一般会計補正予算 (第 1 回) |
| 予算委員会 (市民文教分科会) | 議案第 35 号 | 令和元年度生駒市一般会計補正予算 (第 1 回) |
| | 議案第 37 号 | 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 予算委員会 (厚生消防分科会) | 議案第 35 号 | 令和元年度生駒市一般会計補正予算 (第 1 回) |
| | 議案第 36 号 | 令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算 (第 1 回) |

議員提出議案第2号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 塩見牧子

賛成者 加藤裕美

〃 中尾節子

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成との回答が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認めるべきとの回答が24.4%となり、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考える国民が、法改正の必要はないとの回答の29.3%を上回ったことが明らかになった。その傾向は、社会である程度のキャリアを積んだ多くの人が初婚を迎える30歳から35歳の層でより顕著であり、法改正に反対する回答は10%にも満たない。

1996年2月26日、法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正案を答申してから23年が経過した。また、2015年12月16日、最高裁判所は、夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「夫婦同姓規定には合理性があり合憲」としながらも「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と、制度の検討を国会に委ねたが、議論が進まないまま今日に至る。

現行制度では、改姓に伴う煩雑かつ膨大な事務手続、望まない改姓による苦痛のほか、改姓による家系やキャリアの分断、それを回避したときの非婚化及び少子化、事実婚を選択した時の子どもの戸籍や親権の問題、など様々な問題が生じている。また、法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分けは、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。

2018年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁した。世論の強い要望があり、世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でも我が国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていない状

況を鑑み、適切な法的選択肢を用意することは国の責務である。

よって、国に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

生 駒 市 議 会

令和元年 生駒市議会 第3回（6月）定例会

日 時 令和元年6月28日（金）
午前10時 再開
場 所 議 会 議 場

議事日程（第4号）

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘 要 |
|----------|---------------|----------------------------------|-----|
| | | 再開宣告 | |
| | | 諸般の報告 | |
| | | 開議宣告 | |
| 日程 第1 | 議員提出 議案第2号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について | |
| 日程 第2 | 議案第37号 | 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について | |
| | 議案第39号 | 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | |
| | 議案第41号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| | 議案第35号 | 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第1回） | |
| | 議案第36号 | 令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回） | |
| | 議案第47号 | 財産の取得について | |

委員会所管事務調査報告一覧表

企画総務委員会

| 調査事件 | 調査の経過 | 調査の結果又は概要 |
|--|---|---|
| <p>1 生駒市農業ビジョン(案)に係るパブリックコメントの実施について</p> <p>2 テーマを定めた調査の実施について</p> | <p>令和元年6月21日に委員会を開催し、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、生駒市農業ビジョンの策定に係るパブリックコメント案の内容について報告を受け、質疑するとともに、テーマを定めた調査の実施について、調査するテーマを協議した。</p> | <p>1 第6次市総合計画のまちづくりの目標である「地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち」を実現するため、現在の農業資産を活かし、農業を推進するための方向性を示すことを目的とした「生駒市農業ビジョン」に関し、策定に向けたパブリックコメントの実施と素案の概要について報告を受け、質疑した。 また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、同ビジョンの策定後、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づく報告を受けの際に調査することを決定した。</p> <p>2 当委員会として、「地域と防災について」をテーマとして調査を実施することを決定した。</p> |

市民文教委員会

| 調査事件 | 調査の経過 | 調査の結果又は概要 |
|-------------------------|---|--|
| <p>テーマを定めた調査の実施について</p> | <p>令和元年6月21日に委員会を開催し、調査するテーマ等を協議した。</p> | <p>当委員会として、「子どもの命と成長を守る取組」をテーマとして調査を実施することを決定した。</p> |

厚生消防委員会

| 調査事件 | 調査の経過 | 調査の結果又は概要 |
|------------------|----------------------------------|---|
| テーマを定めた調査の実施について | 令和元年6月20日に委員会を開催し、調査するテーマ等を協議した。 | 当委員会として、「地域包括ケアシステムの深化・推進について」をテーマとして調査を実施することを決定した |

都市建設委員会

| 調査事件 | 調査の経過 | 調査の結果又は概要 |
|------------------|----------------------------------|--|
| テーマを定めた調査の実施について | 令和元年6月20日に委員会を開催し、調査するテーマ等を協議した。 | 当委員会として、「人口減少社会における都市公園の管理及び利活用について」をテーマとして調査を実施することを決定した。 |

委員会審査報告一覧表

| 委員会 | 議案番号 | 審査件名 | 審査結果 |
|---------|-----------------|----------------------------------|----------------|
| 企画総務委員会 | 議員提出 議案第 2 号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について | 別紙のとおり 修正可決 |
| 市民文教委員会 | 議案第 39 号 | 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 厚生消防委員会 | 議案第 41 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第 47 号 | 財産の取得について | 原案可決 |
| 予算委員会 | 議案第 35 号 | 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回） | 原案可決 |
| | 議案第 36 号 | 令和元年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回） | 原案可決 |
| | 議案第 37 号 | 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |

(別紙)

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について
に対する修正案

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についての全部を次のとおり修正する。

選択的夫婦別姓制度の法制化の議論を求める意見書

2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査（以下、世論調査という。）」において、夫婦が婚姻前の名字（姓）を名のことを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名ることができるように法律を改めなくても構わないとの回答が42.5%、夫婦が婚姻前の名字（姓）を名のことを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名をべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、構わないとの回答が24.4%となり、法改正の必要はないとの回答は29.3%となっている。

1996年2月26日、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正案を答申してから23年が経過した。また、2015年12月16日、最高裁判所は、夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「夫婦同姓規定には合理性があり合憲」としながらも、夫婦同氏制を規制と捉えた上、これよりも規制の程度の小さい選択的夫婦別氏制について合理性がないと断ずるものではないとして、「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠することが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と、制度の検討を国会に委ねたが、議論が進まないまま今日に至る。

現行制度では、改姓に伴う煩雑かつ膨大な事務手続や改姓による家系やキャリアの分断、それを回避したときの非婚化及び少子化、事実婚を選択した時の子どもの戸籍や親権の問題など、様々な問題が生じている。

一方、2018年の生駒市人権に関する市民意識調査では、「結婚すれば妻は夫の姓を名のるのが自然だ」に対し、そう思う・どちらかといえばそう思うと答えた市民は、64.2%にも及んでいる。また、前述の世論調査では、夫婦の姓が違くと子どもに何か影響が出てくると思うかの質問に対し、62.6%が好ましくない影響があると思うと回答しており、夫婦別姓制度の導入には様々な意見や社会的な影響があると推測される。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の法制化について、国民の様々な意見を確認しつつ、導入時の社会的影響も調査し、深く慎重に議論するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月 日

生 駒 市 議 会

修正案第 2 号

令和元年 6 月 26 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

発議者 浜 田 佳 資

賛成者 吉 波 伸 治

〃 竹 内 ひろみ

議員提出議案第 2 号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に
ついてに対する修正の動議について

このことについて、生駒市議会会議規則第 16 条の規定により、別紙のとおり
案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に
ついてに対する修正案

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についての一
部を次のように修正する。

案文中、

「の法改正に賛成との回答が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認める
べきとの回答が24.4%となり、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない
現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考
える国民が、法改正の必要はないとの回答の29.3%を上回ったことが明らか
になった。その傾向は、社会である程度のキャリアを積んだ多くの人が初婚を迎
える30歳から35歳の層でより顕著であり、法改正に反対する回答は10%にも
満たない。」

を

「法律を改めても構わないとの回答が42.5%、同姓を前提としつつも婚姻によ
る改姓前の姓の通称使用を認めると法律を改めても構わないとの回答が24.
4%、現在の法律を改める必要はないとの回答が29.3%との内容となってい
る。

これは、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓し
た者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考へ、法律を改める必要性が
あるとする国民が、法律を改める必要性がないとする国民を上回ったと評価でき
る。」

に改める。

議員提出議案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

対照表

| 議員提出議案第2号 原案 | 修正案 |
|---|--|
| <p data-bbox="286 387 913 419">選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書</p> <p data-bbox="192 480 1088 970"> <u>2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成との回答が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認めるべきとの回答が24.4%となり、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考える国民が、法改正の必要はないとの回答の29.3%を上回ったことが明らかになった。その傾向は、社会である程度のキャリアを積んだ多くの人が初婚を迎える30歳から35歳の層でより顕著であり、法改正に反対する回答は10%にも満たない。</u> </p> <p data-bbox="221 983 255 1015">略</p> | <p data-bbox="1205 387 1832 419">選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書</p> <p data-bbox="1111 480 2007 786"> <u>2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するため法律を改めても構わないとの回答が42.5%、同姓を前提としつつも婚姻による改姓前の姓の通称使用を認めると法律を改めても構わないとの回答が24.4%、現在の法律を改める必要はないとの回答が29.3%との内容となっている。</u> </p> <p data-bbox="1111 799 2007 970"> <u>これは、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と見え、法律を改める必要性があるとする国民が、法律を改める必要性がないとする国民を上回ったと評価できる。</u> </p> <p data-bbox="1140 983 1173 1015">略</p> |

質疑通告一覧表

令和元年6月28日

| 発言者順序 | 発言の要旨 |
|---------|--|
| 1 片山 誠也 | <p>議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についてに対する修正の動議について</p> <ol style="list-style-type: none">1 内閣府が2018年2月13日に公表した「家族の法制に関する世論調査」を用いて、修正案第2号では「同姓を前提としつつも婚姻による改姓前の姓の通称使用を認めると法律を改めても構わないとの回答が24.4%」とあるが、修正案第1号のように「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名のことを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名めるべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、構わないとの回答が24.4%」という内閣府の文章を忠実に引用されなかったのはなぜか。2 「法律を改める必要性があるとする国民」とあるが、内閣府世論調査における「法律を改めても構わない」という42.5%の回答は“容認”であり、行き過ぎた表現となると考えるが、どのように考えるか。 |